

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 学校運営協議会等設置費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育総務課 教育企画係 電話番号：058-272-1111(内8519)

E-mail : c17765@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,039千円 (前年度予算額： 8,926千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,926	0	0	0	0	0	0	0	8,926
要求額	8,039	0	0	0	0	0	0	0	8,039
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は学校に学校運営協議会を置く努力義務が定められた。

生徒減少期を迎える中、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置・拡充し、学校の特性に応じた活性化策を検討・実施することで、「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となった特色ある学校づくりを一層推進するため、令和3年度に全県立学校に学校運営協議会を設置した。

(2) 事業内容

令和8年度は、令和7年度に引き続き県立学校83校（高校63校、特別支援学校20校）に学校運営協議会を設置する予定。

(学校運営協議会の概要)

- ・学校は、学校運営協議会委員を10名以内で配置し、会議を年3回開催する。
- ・委員は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・委員は、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。
- ・委員は、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- ・委員は、校長の推薦により、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - ① 地域住民を代表する者
 - ② 保護者、当該学校に関係する機関等の代表者
 - ③ 当該学校に関係する機関、企業等校長が必要と認める者

(3) 県負担・補助率の考え方

学校運営協議会は地域とともにある学校づくりの一環であり、任命権者は県教育委員会であるため、県が費用等を負担して協議会を設置することは妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	7,470	学校運営協議会委員報酬
旅費	54	オブザーバー旅費、手話通訳者旅費
報償費	515	オブザーバー報償費、手話通訳者報償費
合計	8,039	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4次岐阜県教育振興基本計画（R6～10）

・施策I 「豊かな人間性」の育成

7 家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は学校に学校運営協議会を置く努力義務が定められ、令和3年度までに全ての県立学校に学校運営協議会を設置した。今後は学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図っていく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H29)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①学校運営協議会設置校数	0校	83校	83校	83校	83校	100%
②						

○指標を設定することができない場合の理由

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	令和4年度は、全ての県立学校83校に学校運営協議会を設置し、各設置校で年3回の協議会を実施した。
	指標① 目標：83校 実績： 83校 達成率： 100 %
令和5年度	令和5年度も、令和4年度に引き続き、全ての県立学校83校に学校運営協議会を設置し、各設置校で年3回の協議会を実施した。
	指標① 目標：83校 実績： 83校 達成率： 100 %
令和6年度	令和6年度も、令和5年度に引き続き、全ての県立学校83校に学校運営協議会を設置し、各設置校で年3回の協議会を実施した。
	指標① 目標：83校 実績： 83校 達成率： 100 %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)

3

学校運営協議会は、法律により設置が努力義務化されており、今後ますます学校・家庭・地域が共通したビジョンを共有したうえで連携し、学校運営を改善、充実させることが求められている。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない

(評価)

2

協議会の議事については公開することになるため、学校に勤務する教職員、保護者、地域が一体となり学校の向かうべきビジョンや学校が抱える課題について共有することができる。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)

2

各設置校が、最大10名の学校運営協議会委員を置いている。学校運営の方針を承認し、保護者・地域との連携のもと学校運営に必要な支援を得る体制ができている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

地域とどのように協働して学校運営を行っていくのかを継続的に議論し、学校運営を行う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

第4次岐阜県教育振興基本計画を踏まえて、家庭や地域と学校とが連携した子どもたちの育成に向けて、一体的推進を図っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	